

令和 7 年度

東京都内部統制評価報告書

東 京 都

令和 7 年度 東京都内部統制評価報告書

東京都知事 小池百合子は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり、作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

東京都知事は、東京都の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、東京都においては、「東京都内部統制基本方針」（令和 2 年 1 月 31 日付 31 総ココ第 559 号。以下「基本方針」という。）を策定し、基本方針に基づき、内部統制の推進に必要な事項を「東京都内部統制推進要綱」（令和 2 年 3 月 31 日付 31 総ココ第 713 号。以下「推進要綱」という。）に定め、財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

東京都においては、令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、推進要綱の「第 4 内部統制の評価」及び「第 5 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記の評価対象期間中に、都営住宅等事業会計に係る消費税の未申告が判明したため調査した結果（令和 8 年 2 月「住宅政策本部の消費税未申告事案に関する調査報告書」）、内部統制において重大な不備があることを把握しました。このため、東京都の財務に関する事務に係る内部統制は有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

東京都コンプライアンス推進委員会（令和 8 年 4 月 1 日開催）において、組織内コミュニケーションの活性化などの再発防止策を全庁的に実施することとしました。この取組を徹底して進めることにより、同種の事態の発生を防止するとともに、各局等における事務処理の誤りを防いでいきます。

本取組については、今後、職場を取り巻く環境が変化していく中においても、再発防止策の効果が発揮されるよう、継続的に改善していきます。

令和 8 年 7 月 23 日

東京都知事 小池 百合子